

近年、少子化の進行や共働き世帯・ひとり親世帯等の増加により、子どもを取り巻く状況は大きく変化している。こうした中で、子育てと仕事の両立支援、児童の健全育成対策の充実、児童の安全を確保することへのニーズは増加しており、放課後児童クラブの必要性はますます高まっている。

本市においても放課後児童クラブの設置数は年々増加傾向にあり、量的整備とともに放課後児童の健全育成に対する質的な充実が求められているところである。このような現状から、放課後児童に安定した生活の場を提供し、放課後児童クラブの更なる質の向上を図るため、近江八幡市放課後児童クラブ運営設置基準を策定するものとする。

なお、本設置運営基準については、放課後児童クラブを設置運営するにあたって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものであり、必要に応じて見直しを行うものとする。

1 対象児童

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を対象とし、健全育成上、市長が必要と認めた場合には、小学校4年から6年生までの児童及び特別支援学校の小学部の児童について対象とすること。

2 運営主体

放課後児童クラブの運営主体は、通年の利用児童が10人以上の放課後児童クラブの保護者会、社会福祉法人等とすること。

3 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、10人からおおむね40人までとし、また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人以下とすること。

ただし、平成22年度に限り71人以上も認めるものとする。

4 施設・設備

- (1) 放課後児童クラブの施設は、衛生及び安全に配慮され、また児童が生活するために必要な設備・備品が備えられること。
- (2) 児童が生活するスペースについては、児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保すること。

5 開所日

- (1) 学校課業日及び春・夏・冬休み等の学校休業日で（日曜日、祝日、年末年始を除く）、年間を通した開設日であること。ただし、運営主体が必要と認めるときは、臨時に休所日を設けることができること。
- (2) 振替休日などで、開所の必要がある場合。

6 開所時間

- (1) 学校課業日は、原則として午後1時から午後6時30分までとすること。
- (2) 学校休業日は、原則として午前8時から午後6時30分までとすること。
- (3) ただし、運営主体が特別の理由があると認めた場合は、変更できるものとする。

8 職員体制

放課後児童クラブ運営主体は、放課後児童指導員（以下「指導員」という。）を配置すること。

指導員は、児童福祉施設最低基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有するものが望ましい。

また、資格を有しない者については、指導員の適性がある人材を配置すること。

児童数に応じた指導員の職員基準については、次のとおりとすること。

児童数 35 人以下	指導員 2 人以上
児童数 36～70 人	指導員 3 人以上
児童数 71 人以上	指導員 4 人以上（平成 22 年度に限る。）

障がい児を受け入れる場合、障がいの内容や児童の体格などの条件により、状況に応じた専任の指導員を配置すること。

9 保育料

(1) 保育料

放課後児童クラブの利用に当たっては、利用者から保育料を徴収することができるものとする。また、入所児童一人当たりの保育料の額は、入所時の入所料を 10,000 円以内、月額保育料を 15,000 円以内とすること。

(2) おやつ代

利用者個人が直接消費するものであり、保育料とは別に個人負担を原則として徴収すること。また、昼食を提供している放課後児童クラブにおいては、おやつ代と同様に扱うこと。

(3) 適正な執行管理

料金の徴収、管理及び執行は、適正な管理者の下、最善の注意を払ったうえで行い、定期的な検査や決算報告など必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うこと。

(4) 保育料の納入義務者において、特別の事情があり、保育料の一部を負担することができないと認めるときは保育料金の 2 分の 1 以内を基本とし、免除することができること。

10 放課後児童指導員の役割

指導員は、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るために、次の業務等を行うこと。

- (1) 児童の安全、健康及び衛生の確保
- (2) 児童の安定した生活の確保
- (3) 児童への保育（外遊び、室内遊び）
- (4) 指導員同士の打合せ
- (5) 出席簿や指導日誌の記録
- (6) おたよりの発行や連絡帳の活用
- (7) おやつ提供
- (8) 家庭との連絡・協力（児童の状態把握、相談等）
- (9) 学校等関連機関との連携及び地域との交流
- (10) 施設・設備・備品の管理と環境整備
- (11) 児童の生活を豊かにするための研究や指導員としての資質の向上のための研修
- (12) 指導員として知り得た情報の守秘義務
- (13) その他、放課後児童クラブの運営に必要な業務

11 保護者の参画及び協力、連携

運営主体は、放課後児童クラブの運営を行うにあたり、保護者と指導員との連携及び保護者とできる限り事業への協力・参画を図り、児童への生活支援を行うこと。

1 2 学校との連携

- (1) 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護に十分に配慮し行うこと。
- (2) 児童の生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館等の利用について、連携を図ること。

1 3 関係機関・地域との連携

- (1) 保育所・幼稚園等と連絡し、情報の共有と相互理解に努めること。
- (2) 児童の病気や事故等に備えて、日頃から、地域の医療・保健・福祉、警察・消防等の関係機関と連携を図るよう努めること。

1 4 緊急時の対応

運営主体は、危機管理マニュアルを作成し、指導員に周知・徹底するとともに、緊急時に速やかに対応できるようにすること。

1 5 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障がいのある児童や虐待への対応等、特に配慮を要する児童については、利用の希望がある場合には、可能な限り、受入れに努めること。
- (2) 障がいのある児童を受け入れるにあたって、関係機関との連携を図り、指導員間での共通理解や積極的な研修に努めること。

1 6 利用者への情報提供等

運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集について、適切な時期に様々な機会を利用して、広く周知を図ること。

1 7 個人情報の管理

「個人情報の保護に関する法律」、「近江八幡市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。

1 8 要望・苦情への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を児童や保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。